

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

東北（宮城）厚生年金 事案 3378

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月31日から41年1月1日まで

私は、昭和41年1月1日付けでA株式会社からB株式会社に転勤となった。継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C企業年金基金の加入員台帳及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和41年1月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年11月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A株式会社を引き継いでいるD株式会社）は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを40年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（秋田）厚生年金 事案 3379

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和57年4月からA株式会社に在籍し、C事業所に出向していた。61年5月1日に関連会社のD株式会社E事業所に異動したが、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された在籍証明書、同社からの回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は同社及び関連会社に継続して勤務し（A株式会社からD株式会社E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社からの回答及び複数の同僚の証言から、昭和61年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和61年3月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和61年4月30日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日と

して届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社A（現在は、株式会社B）における申立期間①から⑨までに係る標準賞与額の記録については、平成15年12月10日は40万円、16年7月9日は37万円、同年12月10日は39万円、17年7月15日は33万9,000円、同年12月15日は33万円、18年7月14日は33万7,000円、同年12月15日は29万3,000円、19年7月13日は31万6,000円、同年12月14日は29万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月9日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月15日
⑥ 平成18年7月14日
⑦ 平成18年12月15日
⑧ 平成19年7月13日
⑨ 平成19年12月14日

私は、有限会社Aに勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間中に支給されていた申立期間の賞与が年金記録に反映されていない。

申立期間⑦、⑧及び⑨については、私が所持している総合口座通帳において入金を確認でき、その摘要欄には「ショウヨ」又は「ユ）A」と記載されている。

申立期間①から⑥までについては、当該期間に係る総合口座通帳が見当たらないため入金を確認できないが、賞与が支給されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する総合口座通帳、金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表及び有限会社Aの同僚が所持する賞与明細書から判断すると、申立期間①から⑨までにおいて、申立人が同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑨までにおける標準賞与額については、前述の総合口座通帳、預金取引明細表及び同僚が所持する賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月10日は40万円、16年7月9日は37万円、同年12月10日は39万円、17年7月15日は33万9,000円、同年12月15日は33万円、18年7月14日は33万7,000円、同年12月15日は29万3,000円、19年7月13日は31万6,000円、同年12月14日は29万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bの事業主は不明としているが、申立期間①から⑨までにおいて申立人と同様に有限会社Aから賞与を支給されたとする複数の同僚についても賞与の記録が無いことから、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社BのC事業所）における平成15年12月12日の標準賞与額の記録を82万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

年金記録を確認したところ、A株式会社から平成15年12月12日に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無かった。当時の預金通帳によれば、同日に賞与が振り込まれているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳及び平成15年分給与所得者の源泉徴収票、株式会社BのC事業所から提出されたD健康保険組合が保管する申立人に係る「【H15.12月賞与】情報開示データ」における賞与支給額の記録、同健康保険組合の回答並びにE企業年金基金の記録における賞与標準給与金額の記録から、申立人は、平成15年12月12日にA株式会社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、株式会社BのC事業所は、平成15年12月12日に申立人に対して賞与を支給し、当該賞与から標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の標準賞与額については、株式会社BのC事業所及びD健康保険組合の回答並びにE企業年金基金の賞与標準給与金額の記録から82万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①は18万8,000円、申立期間②は34万4,000円、申立期間③は18万8,000円、申立期間④は36万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月16日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月22日
④ 平成16年12月24日

私は、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、平成15年7月、同年12月、16年7月及び同年12月に同社から賞与が支給されたと思うが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の普通預金元帳によると、申立期間①から④までにおいて、申立人がA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人の平成15年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における同年の申立人の標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが確認できる。

さらに、複数の同僚が所持する申立期間①から④までに係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①から④までにおいて

厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、前述の源泉徴収票、普通預金元帳及び同僚が所持する賞与の支給明細書により算出した賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は 18 万 8,000 円、申立期間②は 34 万 4,000 円、申立期間③は 18 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間④に係る標準賞与額については、前述の普通預金元帳及び同僚が所持する賞与の支給明細書により推認できる保険料控除額から、36 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和48年4月1日にA株式会社本社に入社し、51年2月28日に同社C支社に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同社から提出された在籍期間証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年2月28日にA株式会社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社における厚生年金保険被保険者原票の資格取得時（昭和51年3月1日）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、株式会社Bは当時の資料が残っていないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3390

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和41年4月1日にA株式会社本社に入社し、51年2月28日に同社D支社から同社C支社に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同社から提出された在籍期間証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年2月28日にA株式会社D支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社における厚生年金保険被保険者原票の資格取得時（昭和51年3月1日）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、株式会社Bは当時の資料が残っていないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 18 年 4 月 8 日に厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、申立人の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 3 月 10 日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 8 日から 20 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 18 年 4 月から C 県 D 市（現在は、E 市）F 地区にあった A 社に勤務していたが、20 年 * 月 * 日の空襲により会社が焼失してしまった。

その後、昭和 20 年 3 月末近くまで事業所や寮の後片付けをしてから退職して故郷に帰ったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できなかったが、厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）、労働者年金保険被保険者台帳索引票及び年金手帳番号払出簿の記載において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、同事業所における資格取得日が昭和 18 年 4 月 8 日と記載され、資格喪失日が記載されていない基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

一方、上記未統合記録には資格喪失日の記載が無いものの、申立人は、昭和 20 年 * 月 * 日の空襲により A 社 B 事業所が被災したことを具体的に

記憶しており、同事業所において同期入社で、空襲時まで一緒に勤務していたとして名前を挙げている同僚3人についても、申立人と同じく旧台帳において資格喪失日が記載されていないが、そのうち1人は、オンライン記録において、同年3月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は少なくとも同日まで同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所の所在地を管轄するG年金事務所は、「A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等は、昭和20年*月*日の空襲で焼失したと思われる。」としている。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人に係る記録であること、及び事業主は、申立人が昭和18年4月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、また、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年3月10日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の旧台帳の記録から30円とすることが妥当である。

東北（青森）厚生年金 事案 3392

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月30日から同年11月1日まで

私は、昭和50年3月1日に株式会社C（申立期間当時の適用事業所名称は、株式会社A）に入社し、その後、51年9月30日に株式会社Dへ異動となった。53年3月25日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間において株式会社A及び株式会社Dに継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と一緒に株式会社Aから株式会社Dへ異動した同僚が提出した給与支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、株式会社Aにおいて、総務及び経理事務を担当していた者は、「申立人は、株式会社Aから株式会社Dへ異動したが、1日も空くことなく勤務していた。同社の給与事務及び社会保険関係事務は、株式会社Aにおいて、私が一括して行っていた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格喪失時（昭和 51 年 9 月 30 日）の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（秋田）国民年金 事案 1860

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 12 月から 50 年 3 月までの期間、55 年 8 月から 56 年 3 月までの期間及び同年 6 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月まで

申立期間のうち婚姻する前の期間について、私は、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付したと思うと母親から聞いている。

また、申立期間のうち婚姻後の期間については、義母に私の国民年金保険料を必ず納付するよう頼んでいた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、申立人が婚姻した昭和 49 年 8 月より前の期間について、申立人は、その父親が 46 年 12 月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は 50 年 7 月 2 日に婚姻後の姓でその夫と連番で払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号の前後の任意加入被保険者に係る資格の取得時期から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は同年 8 月 18 日から同年 8 月 28 日までの間に行われ、申立人は、20 歳に到達した 46 年*月*日に遡及して被保険者資格を取得したものと推認されることから、婚姻前の期間において、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の父親は保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、婚姻前の国民年金保険料を

納付していたとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入手続及び婚姻前の保険料の納付状況を確認することができない。

申立期間のうち、申立人の婚姻後となる昭和 49 年 8 月以降の期間について、申立人は、その義母に国民年金保険料を納付するよう頼んでいたと述べているところ、義母は「私の夫が家族の保険料を全て納付していたと思う。」と述べている。

しかしながら、申立人の義父母に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）並びに申立人の夫に係る同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間①のうち昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月までの期間について、申立人の夫の国民年金保険料は未納とされている上、申立期間②及び③については、申立人の夫及び義父母の保険料はいずれも未納とされていることを踏まえると、申立人の義父が申立人に係る当該期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人の義父は既に死亡しているため、当該期間の国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、各申立期間に係る国民年金保険料は未納とされていることが確認できるところ、これはオンライン記録とも一致する。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない上、申立人の父親又は義父が各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1861

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 7 月まで
平成 5 年 9 月頃に A 社会保険事務所（当時）から申立期間を含む昭和 63 年 4 月から平成 5 年 9 月までの国民年金保険料について納付督促があったことから、同事務所の窓口で当該期間の保険料を現金で一括納付したものの、申立期間の保険料は未納とされている。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 年金事務所が保管している「国民年金手帳記号番号払出状況」によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 1 月 8 日に C 市 D 区で払い出されたことが確認できる上、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、申立人の昭和 52 年 11 月 19 日の資格取得、53 年 1 月 1 日の資格喪失及び 63 年 4 月 26 日の資格再取得に係る記録は、いずれも平成 5 年 7 月 22 日に処理されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年 7 月頃に行われ、昭和 52 年 11 月 19 日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できるところ、当該加入手続が行われたと推認できる時点では、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、A 社会保険事務所から国民年金保険料について納付督促があり、同事務所の窓口で保険料を一括納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間直後の平成 3 年 8 月から 5 年 3 月までの保険料は加入手続を行ったと推認できる時期に近接する同年 9 月 22 日に過年度納付されていることが確認できることを踏まえると、申立人は、当該納付督促が行われた時点において保険料の納付が可能であった申立期

間直後の3年8月以降の保険料を納付したものの、申立期間の保険料については、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1862

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び5年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月
② 平成5年11月

私の国民年金保険料については、父親か母親が納付していた。保険料の納付が遅れると役所から請求の電話が来たり、役所の職員が自宅に直接来て請求されたりしたので、必ず納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、申立人のオンライン記録によれば、申立期間①に係る平成元年2月23日の国民年金被保険者の資格取得日及び同年3月22日の資格喪失日の追加処理と、申立期間②に係る資格取得日を5年12月1日から同年11月15日とする訂正処理が、10年10月22日に行われたことにより、ともに未納期間となったものであり、各申立期間当時はいずれも未加入期間であったことから、国民年金保険料の納付書は発行されていなかったものと考えられる上、これらの処理が行われた時点で、申立期間①及び②の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人の母親は、「家族の国民年金については夫が加入手続及び保険料の納付を行っていたので、私は分からない。」旨述べていることから、申立期間①及び②の保険料の納付状況等を確認することができない。

さらに、戸籍の改製原附票によれば、申立人は、昭和43年*月*日から平成9年9月30日までA市（現在は、B市）以外に住所の異動は無く、

同期間内において申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1863

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 5 月までの期間及び同年 6 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 59 年 6 月から同年 7 月まで

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているが、私の保険料については、結婚前の申立期間①は父親が、結婚後の申立期間②は夫の母親が、それぞれ納税組合を通じ、自身の保険料と併せて納付していたことから、未納となることは考えられない。

申立期間①及び②を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び同町が提出した国民年金保険料納付記録連絡票（磁気媒体）によると、同町は申立人について、共済組合に加入したことにより昭和 56 年 3 月 1 日に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失してから、61 年 1 月 10 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得するまでの期間を国民年金の未加入期間として管理しており、制度上、納付書が発行されることは無く、申立人の父親及び義母は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親については、申立人は、「当時のことを父親に聞いても分からないと思う。」としており、申立人の義母は、「私の国民年金保険料は納税組合を通じて納付していたので申立人の保険料も納付していたと思うが、はっきり覚えていない。」としていることから、具体的な納付状況を確認することはできない上、申立人は現在所持し

ている2冊の年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 5 月 11 日まで
② 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 11 月 30 日から 47 年 7 月 1 日まで

私は、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務し、いずれの会社でもC事業所に配属されていたところ、国の記録では、B株式会社を退職した後に申立期間について脱退手当金が支給決定されたことになっている。

しかし、私は、B株式会社を退職した後に脱退手当金の請求をした覚えは無い上、継続して勤務していた両社のうち、B株式会社に勤務した期間のみ脱退手当金が支給決定されていないのは不自然である。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間④直後のB株式会社（以下「最終事業所」という。）の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、管轄年金事務所において、支給に当たり作成された厚生年金保険脱退手当金裁定請求書、厚生年金保険脱退手当金裁定同等が保存されており、同請求書には、申立人が最終事業所を退職した後に居住したとするD県E町の実家の住所地が記載されている上、同裁定同には、脱退手当金の支払場所として実家の最寄りの郵便局名が記載されていることから、当該郵便

局を受取先金融機関として指定した脱退手当金の国庫金送金通知書が申立人の実家の住所地に送付されたものと推認できる。

また、前述の請求書と併せて作成された昭和 48 年分退職所得申告書には、最終事業所により作成された退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金の請求が行われたとは考えにくい。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3380

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 5 月 1 日まで

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。時期は不明であるが、同社からB株式会社C支店に移籍したことを記憶しており、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 3 月 31 日まで株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Aは、平成 7 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、申立人と同じく同年 3 月 31 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚から提出された給与明細書によると、同年 3 月分の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、株式会社Aの元事業主に照会したが回答は得られず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

一方、申立期間のうち、平成 7 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、同年 4 月 1 日にB株式会社において被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人と同じく同年 3 月 31 日に株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の同僚が、申立人は同年 4 月 1 日からは同社とは異なる事業所に勤務していたと証言している。

しかしながら、B株式会社C支店は平成 7 年 5 月 1 日に厚生年金保険の

新規適用事業所になっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが認められる。

また、B株式会社の元代表取締役は、同社C支店と株式会社Aは関連事業所ではなかった旨回答している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3382（宮城（福島）厚生年金事案 2919 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
年金記録確認 A 地方第三者委員会（当時）から、申立期間に係る記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間において B 株式会社で働いた。

新たな資料等はないが、法令に基づかない記録をもって私の記録とされていることに納得できないので、申立期間について、B 株式会社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿」という。）によれば、申立期間において申立人の記録は確認できないこと、ii) 同社及び同社の事業を継承した C 株式会社は既に倒産している上、両社の元代表取締役は死亡又は住所が不明であることから、申立期間当時の事情を聴取することができないこと、iii) オンライン記録において、昭和 31 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間に、B 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、住所が判明した 3 人に照会したところ、2 人から回答があったが、いずれも申立人を知らないとしていること、iv) 同社に係る名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「台帳」という。）において、申立人の改姓前の氏名である「D」と一字違いの「E」で、申立人と同一の生年月日の者の被保険者記録（資格取得日は昭和 31 年 11 月 1 日、資格喪失日は同年 12 月 1 日）が確認でき、当該記録は申立人のものとしてオンライン記録に統合されていること、v) 申立人は上記被保険者記録について、

申立人のものではないと主張しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、当該被保険者記録の記号番号である「*」は、申立人の改姓前の氏名と同姓同名の「D」で、かつ、申立人と同一の生年月日の者に払い出されたことが確認できることから、名簿及び台帳に記載された「E」は「D」の転記誤りであると考えられること、vi) 厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、上記被保険者記録の記号番号を含む「*」から「*」（欠番1件あり）までは、いずれも31年11月28日に払い出されているところ、名簿によれば、当該記号番号の被保険者は、いずれも同年11月1日に同社において被保険者資格を取得していることから、資格取得日と当該記号番号の払出日に不自然さは無いこと、vii) 同じ時期に二つの会社に係る厚生年金保険の被保険者期間が重複することについて、F年金事務所は、「申立期間は、年金記録のオンライン化以前であることから、事業主から被保険者に係る届出が行われた場合に、過去の記号番号の払出状況を確認することができず、重複した期間において二つの事業所に係る年金記録があることは起こり得る。」としていることなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会の決定に基づく平成25年4月26日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな関連資料等はないものの、自身のB株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、法令に基づかない社会保険事務所（当時）の事務処理によるものであると主張している。

しかしながら、申立人の主張は、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、申立期間における被保険者資格の届出又は厚生年金保険料の控除に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて社会保険事務所の事務取扱い等の適否について判断するものではない。

東北（福島）厚生年金 事案 3383（宮城（福島）厚生年金事案 2918、東北（福島）厚生年金事案 3164 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで

私の A 株式会社における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金が支給されたとされているが、私にはほかに厚生年金保険被保険者期間があり一部期間が重複している上、脱退手当金についても 2 回支給された記録となっていることから、厚生年金保険法に基づかないでたらめな記録である。

私は、脱退手当金を受給していないので、法令に基づいた記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 12 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の整理番号の前後計 100 人の被保険者の中から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年間に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 10 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱」の表示があり、うち 6 人は資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされていること、iii) 上記 7 人のうち住所が判明した 4 人に照会をしたところ 2 人から回答があり、そのうちの 1 人は「脱退手当金について

会社から説明があり、会社が請求手続をして、脱退手当金を受け取った。」と回答していることから、申立期間当時、事業主による代理請求が行われていたものと推認され、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があること、iv) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと、v) 36年11月1日に施行された厚生年金保険法の附則第9条第2項第2号において、その施行日前から引き続き第二種被保険者であり、同日から起算して5年以内に被保険者の資格を喪失した者に対しては、従前の例により脱退手当金を支給するとされていることから、31年10月1日から引き続き第二種被保険者であり、39年9月1日に被保険者資格を喪失した申立人が脱退手当金を受給することは可能であることなどを理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成25年4月26日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は、新たな事情は無いが、脱退手当金の記録が厚生年金保険法に照合して的確なものか確認してほしい旨主張しているが、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び情報の提供は無く、そのほかに同委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、年金記録確認C地方第三者委員会の決定に基づく平成25年10月18日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間の脱退手当金は厚生年金保険法に基づかない社会保険事務所（当時）によるでたらめな記録によって支給されたこととなっている。」と主張しているが、年金記録確認B地方第三者委員会及び年金記録確認C地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、申立期間における被保険者資格の届出、厚生年金保険料の控除又は脱退手当金の支給の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の可否を判断するものであり、これと離れて厚生年金保険法の解釈及び年金事務所の事務取扱い等の適否を判断するものではない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3385（宮城厚生年金事案 2801 及び東北（宮城）
厚生年金事案 3153 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月 20 日から 48 年 3 月 31 日まで
② 昭和 49 年 2 月 19 日から同年 8 月頃まで
③ 昭和 51 年 6 月頃から同年 12 月頃まで
④ 昭和 52 年 1 月頃から同年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 52 年 12 月 29 日から 53 年 10 月頃まで

申立期間①について、A 県 B 市 C 地区にあった株式会社 D の営業所に勤務し、E 業務に従事した。本社は F 県 G 市又は H 市にあった。給与は固定給プラス歩合給だった。

申立期間②について、A 県 B 市にあった株式会社 I に昭和 48 年 4 月から 49 年 8 月まで勤務し、J 業務や K 業務の会社への派遣社員のような仕事をした。同社での厚生年金保険の被保険者期間が 10 か月となっていることに納得できない。

申立期間③について、A 県 L 市又は M 市にあった株式会社 N に勤務し、O 業務の担当員をした。給与は月給制で正社員だった。

申立期間④及び⑤について、A 県 P 市にあった株式会社 Q に昭和 52 年 1 月頃から 53 年 10 月頃まで勤務し、O 業務の担当員をした。同社での厚生年金保険の被保険者期間が 3 か月となっていることに納得できない。

申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④を含む昭和 49 年 11 月 26 日から 52 年 9 月 1 日まで

の期間について、申立人は、当初、A県R市にあったS株式会社で働いていたとして申し立てしているところ、当該期間のうち、49年11月26日から51年5月19日までの期間については、雇用保険の被保険者記録が確認できることから、申立人は同社に勤務していたことは認められるものの、i) 同社は、49年11月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所でなかったこと、ii) 同年11月26日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は、申立人を含め19人が確認できるところ、当該19人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日はオンライン記録と一致している上、当該被保険者原票において、資格喪失日が遡及して訂正されているなどの不自然な箇所は見当たらないこと、iii) 上記19人のうち8人は、申立人と同じく同年11月25日に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降も同社において雇用保険の被保険者期間が継続していることが確認できるが、当該8人のオンライン記録によると、このうちの6人は、同年11月26日に国民年金の被保険者資格を取得している上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、同年12月3日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できること、iv) 申立人と同日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者のうち、所在が確認できる10人に照会したところ、回答があった5人のうち2人は、申立期間当時について、同社が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所でなくなったため、個人で国民健康保険及び国民年金に加入したとしていることなどから、既に年金記録確認T地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成24年12月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、当該期間に係る2回目の申立てにおいて、新たに同僚二人の姓を挙げ、当該同僚についても給与から厚生年金保険料が引かれていたはずだと主張しているが、オンライン記録によると、当該同僚と同姓の者でS株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録を有する者は各々一人ずつ確認できるところ、いずれも当該期間の同社に係る被保険者記録は見当たらない上、当該同僚の厚生年金保険手帳記号番号は未統合となっており、所在が不明のため当時の状況を確認することができないことなどから、既に年金記録確認U地方第三者委員会の決定に基づき、平成25年10月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間③について、A県L市又はM市にあった株式会社Nに勤務し、申立期間④について、同県P市にあった株式会社Qに勤務したとして再申立てを行っている。

申立期間③について、申立人が名前を挙げた同僚の証言から、申立人

は株式会社Nに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Nは、申立期間③当時の書類は残っておらず担当者も亡くなっているため、申立人の同社における勤務及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明であると回答している上、当時の代表取締役であった者は、申立人を知らないとし、同社に勤務していたかについても覚えていないと回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同社は申立期間③頃にA県L市又はM市に事業所は存在しなかったと回答している。

また、株式会社Nに係る事業所別被保険者名簿によれば、申立期間③を含む昭和48年11月1日から52年5月1日までの期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い。

なお、申立期間③において、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

申立期間④について、株式会社Qは、申立人に係る資料は何も残っておらず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明であると回答している上、申立期間⑤の約1年後に同社の代表取締役になった者は、申立期間④当時は現場で作業をしていたが申立人について覚えていないとしていることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社Qに係る申立期間④の厚生年金保険の被保険者記録があり、所在が判明した13人に照会したところ7人から回答があり、うち3人は入社後直ちに厚生年金保険に加入したわけではないと回答している上、3人のうちの1人は、「入社後半年ほど厚生年金保険の加入が無かったが、理由は分からない。」と述べていることから、同社は入社と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立人の株式会社Qに係る雇用保険の被保険者期間は、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

加えて、申立人の株式会社Qに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、資格取得日は昭和52年9月1日で資格喪失日は同年12月29日であることが確認でき、不自然な訂正は無くオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間③及び④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほか、年金記録確認T地方第三者委員会及び年金記録確認U地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 今回、申立人は、新たに申立期間①、②及び⑤について申立てを行っている。申立期間①について、申立人は、株式会社Dの本社はF県G市又はH市にあったと主張しているところ、商業登記簿、適用事業所名簿及びオンライン記録によれば、G市において申立期間①に厚生年金保険の適用事業所であり、かつ、事業所名称に「D」を含み、申立内容に該当するV業務を目的とする事業所として、W株式会社（現在は、X株式会社）が確認できるところ、同社は、申立期間①頃にA県B市C地区に同社Y店又はY支店が存在したと回答しており、申立人の主張に合致することから、申立人は、期間は不明であるが同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、X株式会社は、申立期間①当時の厚生年金保険台帳を調査したが申立人の氏名は確認できず、当該台帳以外に当時の資料は保管されていないと回答していることから、申立人のW株式会社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚と同姓で申立期間①にW株式会社において厚生年金保険の被保険者記録があり、所在が判明した3人に照会したところ2人から回答があり、いずれも申立人を知らないとしている上、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立期間①を含む昭和47年6月6日から48年4月1日までの期間に被保険者資格を取得した者の中で、同社Y店又はY支店に勤務した可能性のある10人に照会したところ6人から回答があり、うち5人は申立人を知らないとしており、残り1人からは具体的な回答が得られなかったことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について、申立人の主張を裏付ける回答を得ることは出来なかった。

さらに、W株式会社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

なお、申立期間①において、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、オンライン記録により株式会社Iに係る申立期間②を含む厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立人と同じくJ業務に従事していたとする者は、申立人は申立期間②に同社に勤務していたと述べているが、申立人の具体的な勤務期間を特定するまでの証言は得られなかった。

また、申立人の株式会社Iに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票

によれば、申立人の資格喪失日は昭和 49 年 2 月 19 日であることが確認でき、不自然な訂正は無くオンライン記録と一致している上、同年 3 月 12 日に申立人から健康保険証が返納されていることが確認できる。

さらに、申立期間②において株式会社 I の代表取締役であった者は、申立人を知らないとし、申立人の厚生年金保険の加入についても分からないと回答している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

申立期間⑤について、株式会社 Q は、申立人に係る資料は何も残っておらず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について不明であると回答している上、申立期間⑤の約 1 年後に同社の代表取締役になった者は、申立期間⑤当時は現場で作業をしていたが申立人について覚えていないとしていることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の株式会社 Q に係る雇用保険の被保険者期間は、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間と一致している上、申立期間⑤の期間中には他の事業所での雇用保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人の株式会社 Q に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、資格取得日は昭和 52 年 9 月 1 日で資格喪失日は同年 12 月 29 日であることが確認でき、不自然な訂正は無くオンライン記録と一致している上、53 年 3 月に申立人から健康保険証が返納されていることが確認できる。

このほか、申立期間①、②及び⑤に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月頃から同年6月頃まで
② 昭和27年9月頃から28年5月頃まで

長い年月がたったので資料は無く記憶だけであるが、申立期間当時、船舶所有者がA氏であったB事業所所属の船舶Cに乗り組んでD漁に従事していたので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B事業所所属の船舶Cに乗り組んだと主張しているが、申立人が船舶所有者であったとするA氏は、オンライン記録において特定できないため照会することができないことから、申立人に係る船員保険の加入状況、船員保険料の控除等について確認できない。

また、申立人が同僚として氏名を挙げている6人は住所が不明又は病氣療養等の理由により、申立人の申立期間当時の勤務状況について確認することができない上、そのうちの2人については船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿において氏名を確認できるものの、当該2人の船員保険の被保険者期間は、申立期間とは異なる期間であることが確認できる。

申立期間①について、前記船員保険被保険者名簿において船員保険の被保険者資格を取得している13人のうち、住所が判明した1人に照会を行ったところ、申立人を知らないと回答している。

申立期間②について、前記船員保険被保険者名簿において船員保険の被保険者資格を取得している12人のうち、住所が判明した2人に照会を行ったところ、1人は船員手帳を提出し、同手帳には申立期間を含む期間について、船舶所有者Aに係る「雇入年月日及び雇入地」、「雇止年月日及び雇止地」の記載を確認できるが、申立人を知らないと回答し、残る1人

は高齢及び病気のため回答できないとしている。

このほか、申立人が申立期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3387

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 30 日まで

私は、中学校卒業後、申立期間においてA株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間にA株式会社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚及び申立人が氏名を挙げた同僚 14 人のうち、所在が確認できる 4 人に照会を行ったところ、回答があった 2 人はいずれも申立人を覚えていないとしている。

また、A株式会社は既に解散している上、申立期間当時の代表取締役の所在は確認できず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間におけるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。